松島町教育委員会ホームページ運用規程

(目的)

第1 本規程は、松島町教育委員会及び松島町立幼稚園、小学校、中学校がインターネットのホームページを活用し、各機関に関する情報を保護者、地域、世界に発信することにより、開かれた教育委員会、学校を実現することを目的として必要な事項を定める。

(ホームページ管理者)

- 第2 教育委員会のホームページ管理者(以下「管理者」という。)は教育長とし、学校の管理者は校長とする。
- 2 管理者は、ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という。)を原則2名置き、ホームページの管理運用に当たらせる。

(ホームページ運用委員会の設置)

- 第3 ホームページの管理運用に関する連絡調整及び研修を行うため、ホームページ運用委員会を設置する。
 - 2 委員会は、次の事項を協議、研修する。
 - 一 ホームページの管理運用に関すること。
 - 二 ホームページの掲載内容に関すること。
 - 三セキュリティに関すること。
 - 四 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
 - 五 知的所有権に関すること。
 - 六 その他
- 3 委員会は、教育委員会事務局員及び町立幼稚園、小学校、中学校職員の中から管理者が任命する者をもって構成する。
- 一 委員会には、委員長(管理者)、委員長代理を置き、委員長が委員長代理を責任者のうちから指名する。
 - 二 委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
 - 三 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(個人情報・知的所有権の保護)

- 第4 ホームページに情報を掲載する場合は、松島町個人情報保護条例及び松島町個人情報保護条例施行規則に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。
 - 一 生徒等の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は公開しない。
- 二 生徒等の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上とし、原則として姓を用い名は使わない。
- 三 PTA等の学校教育活動協力者(以下「協力者」という。)の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。

四 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。

五 写真と名前が一致し、第三者が見て個人名が特定できる写真は、原則として、 学校ホームページ上で公開しない。但し、目的上公開する必要がある場合は、本人及び保 護者の同意を得た上で、公開することとする。

(ホームページ上に掲載する情報)

- 第5 ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。
 - 一 学校紹介、学校沿革史、校歌紹介
 - 二 月の行事予定、年間行事予定
 - 三 活動日記
 - 四 アクセス
 - 五 松島町教育委員会ホームページ運用規程
 - 六 その他管理者が必要と認め、教育長が承認したもの。

(リンク)

第6 ホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また著作権表示を明確にし、ページの複製等については、本校校長の同意の上認める旨をホームページ上に明記する。

2 ホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し設定する。 有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(禁止事項)

- 第7 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。
 - 一 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益等をもたらすもの
 - 二 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
 - 三 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
 - 四 営利を目的としたもの

(ホームページ上での規程の明記)

第8 本規程をホームページ上で必ず明記する。

(ホームページの著作権)

第9 ホームページの著作権は、全て松島町教育委員会に帰属する。

附則

この規程は、平成30年5月1日より施行する。